



ヒューマン・アルカディア

特集

部落差別と “マイクロアグレッション”

個性を
認め合えば
みんなが主役

差別解消に向けた取り組みにより、あからさまな部落差別は軽減されてきました。しかしながら一方で、被差別部落や部落にかかわりのある人びとに対する忌避意識は依然として存在し、またインターネット上では、部落に対する偏見や差別をあおるような言説が拡散されるなど厳しい現実があります。

ヒューマン・アルカディア「なつ」号では、マイノリティ(少数派)の人びとに対する抑圧を捉えるための概念“マイクロアグレッション”を通して、部落差別の現状を考えます。

本特集ではこの夏に開催する部落差別とマイクロアグレッションをテーマとした特別展の概要をご紹介しますとともに、この特別展の企画にあたりご尽力いただいたBURAKU HERITAGEのメンバーである内田龍史さんに部落問題におけるマイクロアグレッションのメカニズムや、それが及ぼす影響について寄稿いただきました。

第55回特別展
日常の中にある部落差別
～“マイクロアグレッション”ってなに?～

寄稿 部落差別における
マイクロアグレッションとは?

BURAKU HERITAGEメンバー／関西大学教授 うちだ りゅうし 内田 龍史さん



第55回特別展

日常の中にある部落差別

～“マイクロアグレッション”ってなに?～

- **会 期** 2023年7月22日(土)～2023年9月30日(土) 9:00～17:00
(休館日は第4月曜を除く月曜日、月曜日が祝日の場合は翌日
ただし、8月の休館日は13日～15日)
- **会 場** 福岡県人権啓発情報センター
春日市原町三丁目1番7号 クローバープラザ7階 特別展示室
- **入場料** 大人200円／高校・大学生100円
(中学生以下・65歳以上、身体障害者手帳等をお持ちの方は無料)
- **主 催** 福岡県、(公財)福岡県人権啓発情報センター
- **後 援** 福岡県教育委員会、福岡県人権ネットワーク協議会
- **企 画** BURAKU HERITAGE、(公財)福岡県人権啓発情報センター

※本特別展は、2019年夏に開催した「My Story's～部落につながる「私」たちから見える景色～」に続いてBURAKU HERITAGEとの連携・協働によるものです。

差別解消に向けたさまざまな取組みにより、被差別部落の生活環境は大きく改善され、あからさまな部落差別は軽減されてきました。

一方で福岡県をはじめ、各地方自治体が実施している人権問題に関する意識調査にもあらわれているように、結婚に際して、あるいは住宅を選ぶ際の忌避意識は依然として存在し、またインターネット上では、部落に対する偏見や差別をあおるような言説が拡散されるなど厳しい現実があります。

こうした部落に対する否定的な言動、状況は、たいていの場合、無意識、無自覚におこなわれることが多いことから、それを差別として認識したり、対処することが難しく、部落の人びとを苦しめる要因となっています。

今回の特別展では、部落出身者が日常的に受けている差別的な言動や状況“マイクロアグレッション”に焦点をあて、関東、中部、関西、中国、九州在住の21人の部落出身の方々にインタビューを行いました。

部落出身であるがゆえに経験する“しんどさ、モヤモヤ”感を追体験することができます。

また部落問題におけるマイクロアグレッションのメカニズムやそれが及ぼす影響を具体的な例とともに考えます。

本特別展が、当事者の声や経験をしっかりと受けとめ、差別を差別として認識し、差別をどうやってなくしていくのかを考えるきっかけになることを願っています。

● マイクロアグレッション とは…

「ありふれた日常の中にある、ちょっとした言葉や行動や状況であり、意図の有無にかかわらず、特定の人や集団を標的とし、人種、ジェンダー、性的指向、宗教を軽視したり侮辱したりするような、悪意ある否定的な表現のことである」(デラルド・ウィン・スー 2020)

近年、社会の中のマイノリティ(少数派)の人びとに対する日常的な抑圧を捉えるための概念として注目されている。

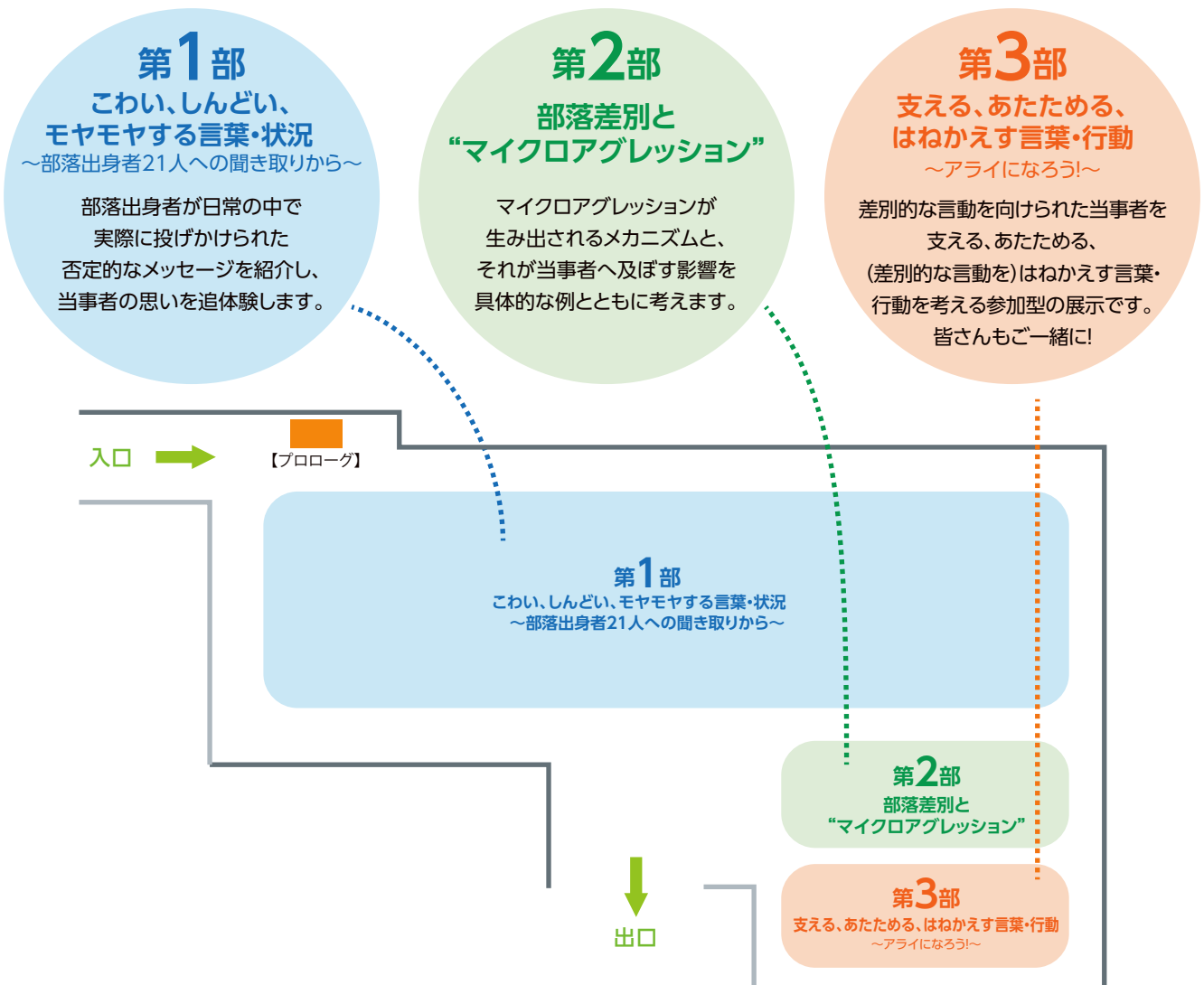
● BURAKU HERITAGE とは

「部落」にかかわる様々な立場のメンバーが、「わたし」を主語に、部落「問題」に限らず、人、文化、仕事など、部落に関係するさまざまな物事の情報発信を目的に活動している。

HERITAGEには遺産・財産という意味がある。



● 会場MAP





寄稿

部落差別における マイクロアグレッションとは？



BURAKU HERITAGEメンバー／関西大学教授 うちだ りゅうし 内田 龍史さん

大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程修了、博士(文学)。専門は、差別と共生の社会学。現代の部落問題を中心に、マイノリティ(少数派)であるがゆえにマジョリティ(多数派)から見過ごされがちな差別や、災害などの社会問題について研究しています。

1. 差別が生じる背景

—マジョリティとマイノリティ

マジョリティとは当該社会における多数派・支配的集団、マイノリティとは当該社会における少数派・被支配的集団のことです。たとえば日本社会においては、日本国籍を持っている人が圧倒的マジョリティであり、日本国籍を持っていない人がマイノリティと言えるでしょう。マジョリティの立場からすると、マイノリティの人の存在は文字どおり少数派であり、出会う機会が少ないため、見ようとしなければ見えません。また、見えていたとしても、個別具体的な生活を営む人間としてではなく十把一絡げにとらえてしまい、さらには自分たちとは異なる変わった人たち・変な人たち、という印象を持ちがちです。

マジョリティの人が自分が同じような知識・経験・感情・価値観を持っていることが「あたりまえ」(社会の常識)だと考えているかぎり、「あたりまえ」ではない、「あたりまえ」のことができないとみなされるマイノリティの人は、マジョリティにとって理解不能な存在として認識されます。「あたりまえ」は、マジョリティの知識・経験・感情・価値観を中心に、マジョリティにとって都合の良いように作られているからです。言い換えれば、通常、社会は、当該社会におけるマジョリティを優遇するように、偏って形成されています。

マジョリティの人びとにとっては、マイノリティに対する

差別問題や人権問題についての学習をしない限り、このような社会のしくみ(社会構造)を認識することは困難です。そのために、マイノリティの人びとがマジョリティと同じような知識・経験・感情・価値観を持ってない/持っていないことを、マイノリティの人びとの能力・努力不足とみなしてしまうことがあります。

また、人間は、理解不能な状況に不安を感じる傾向があるため、理解不能とみなされるマイノリティの存在そのものに不安を感じることもあります。自分の頭の中にある不安の要因を、マイノリティの存在に貼り付けて可視化し、後述する「差別」をすることで不安を取り除こうとするのです。

2. 差別とは何か？

差別とは、当該社会におけるマジョリティの人びとが、日常生活のさまざまな場面において、マイノリティの人びとを不当に①遠ざけ、見下し、仲間はずれにすること、あるいは②その存在や経験を無視すること、さらには③それらを容認する社会のしくみのことであり、それらによってマジョリティに利益を、マイノリティに不利益を与えるものです。差別は、すべての人が人間として平等に扱われ、尊重されるべきとする人権概念(自由・平等・公正など)に照らし合わせると、撤廃されるべきものですが、人権概念が理解されていなければ、マジョリティにとって当然のこととされてしまい、改善には至りません。

マイノリティの立場からすると、マジョリティの人びとの出会いを重ねることで、これまでの自分の経験・感情・価値観が「あたりまえ」ではないことを思い知らされます。さらに、自分とマジョリティとの違いが知られると差別を受ける可能性があることから、自分のことを他者に知られることをおそれたり、打ち明ける（カミングアウトする）ことに躊躇させられたりします。そのため、マジョリティにマイノリティの経験が認識されず、差別が「ある」のに「ない」、差別によって不利益を被っている人が「いる」のに「いない」ことにされてしまう社会構造的な問題があります。

このようにとらえると、差別は必ずしも悪意にもとづいて生じるのではなく、人間が何らかの望ましい価値観やルール（当該社会の常識）を共有する集団を形成し、そのルールに疑いを持つことなく生きていけば、意図しようが意図しまいが発生するものです。当該社会のマジョリティの価値観があまりにも「あたりまえ」になっている場合、マイノリティにとって差別だと感じられていることが、マジョリティにとっては差別として認識されないからです。

ただし、差別を受けてきたマイノリティの人びとからの差別の「告発」によって、さらにはマジョリティの人びとがマイノリティの声や経験をしっかりと受けとめ、差別を差別として認識し、そのような差別はあってはならないことだからなくしていくべきだと考え、差別をなくすために行動することによって、人権がより実質的に実現される社会に改善されてきたことも事実です。

3. 部落差別とは何か？

部落差別とは、被差別部落に居住する人びと、そこにルーツを持つ人びと、部落と見なされた人びとに対して、日常生活や、結婚・就職などの場面において、不当に①遠ざけ、見下し、仲間はずれにすることによって（権力者や多数派が）利益を得る行為、あるいは②その存在や経験を無視すること、さらには③それらを容認する社会のしくみのこと、と定義することができます。

被差別部落のルーツは江戸時代以前の身分制度にあります。被差別部落とは、皮革生産や警備など、江戸時代の社会において一定の役割を果たしていたにもかかわらず、穢れているなどとされた「穢多」「非人」等と呼ばれた人びとが居住している場所（部落）であるために、差別の対象となってきた地域のことで、被差別部落に生まれ育った人／ルーツを持つ人は、たまたまそこに生まれ育った／ルーツがあるにすぎません。にもかかわらず、特定の地域に生まれ育った／ルーツがある／そこに住んでいる、というだけで、差別（遠ざけ・見下し・仲間はずれにする）の対象となってきました。

個人々に対する自由と平等が、基本的人権として保障されることが前提となっている近代社会において、差別はなくしていくべきものです。そのため、部落差別を生み出す社会を変革しようと、1922年に創立された全国水平社や、その後身組織である部落解放同盟などのような被差別部落出身の人びとのみならず、国・自治体行政・教員・企業・宗教団体・労働組合などを含め、これまで多くの人たちが努力を重ねてきました。

1965年には、同和問題の解決のための国による対策（同和対策）の方向性を示した同和対策審議会答申が出されます。1969年には同和対策事業特別措置法が制定され、部落差別の撤廃と部落・部落外の格差の是正をめざす特別対策のための予算措置がなされました。以降、2002年に一連の特別措置法の期限切れを迎えるまで、同和地区の生活環境の改善、社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進、農林漁業の振興、学校教育及び社会教育の充実、人権擁護活動の強化など、さまざまな施策が実行されました。

その結果、近代以降、差別と貧困に苦しんできた部落（「同和地区」）の住環境は大きく改善し、学校教育・同和教育や市民啓発によって部落問題について学習した人の多くは、部落差別は不当な差別であると認識し、なくしていくべきものだという理解が広がってきました。

しかしながら1970年代以降、環境改善などの住環境整備が進むにつれて、同和対策事業に対する市民から

の反発が大きくなるなど、部落差別の発生と解決の責任を部落の人びとに求める意識（自己責任・部落責任論）は一定程度支持されてきました。また、100年前から比べると大きく改善しましたが、現在においても、恋愛・結婚に関する差別のほか、部落の場所を避けようとする意識を持ち、実際に避ける人は、残念ながら見過ごすことができないくらい存在します。さらに、特措法期限切れ以降、部落問題は取り立てて問題にするほどのものではない、差別はもうないという誤解も広がっています。

近年は、情報化社会の進展にともない、インターネット上で部落に対する偏見（例えば、部落の人はこわい・ずるい、部落は治安が悪い、部落問題には触れない方がいい、など）を拡散したり、部落の人・場所を当該する人びとの了承なく勝手に暴く行為なども問題となっています。

これらの現実が、被差別部落の人びとや、部落差別をなくそうとしている人びとを苦しめる要因となっています。

4. 部落差別におけるマイクロアグレッションとは何か？

マイクロアグレッションとは、人種差別の対象となる有色人種、性差別の対象となる女性、異性愛主義のもとで差別の対象となる同性愛者などに対して、「通常よく行われるような言動または環境による軽蔑であり、意図するかしないかにかかわらず、敵意・軽蔑、マイナスイメージ、侮辱」を差別の対象となる人々に伝えることです（スー、2020）。

人種差別、性差別、セクシュアルマイノリティに対する法律を根拠とするようなあからさまな差別は、国際連合による世界人権宣言や、人権条約の制定などをはじめ、人権の実現に向けた各種の取り組みなどにより、あつてはならないこととして多くの人びとに認識されるに至りました。とくに平等概念にもとづき、優劣の意識にもとづく「古い差別」の撤廃はすすみましたが、マイノリティの人びとに対する日常生活におけるあからさまではない無自

覚・無意識に発せられる差別的な言動や、それらを容認する社会のしくみ、環境はなくなったわけではありません。とくに、形式的な平等が進むにつれて新たに課題となってきたのがマイノリティに対する嫌悪の感情、すなわち「新しい差別」です。この「新しい差別」の代表的なものとして、すでに形式的な平等が確保され、あからさまな差別はなくなったにもかかわらず、マイノリティの人びとは差別をなくすための施策を要求し、利権を得ているなどといった「逆差別」意識があげられます。こうした「新しい差別」を含め、マイノリティの人びとに対する日常的な抑圧を捉えるために提唱されたのが「マイクロアグレッション」概念です。



図. 人種的マイクロアグレッションのカテゴリーと関係図

出典：デラルド・ウィン・スー(=マイクロアグレッション研究会訳)、2020『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション——人種、ジェンダー、性的指向：マイノリティに向けられる無意識の差別』(明石書店)を一部改訂

マイクロアグレッションは、①「マイクロインサルト」(侮辱)と呼ばれるたいてい無意識であり、無礼で気遣いのないコミュニケーション、差別の対象となる人びとの出自や文化の価値を貶めるもの、②「マイクロアサルト」(攻撃)と呼ばれるたいてい意識的で明示的な軽蔑を含み、特定個人に狙いを定めて暴力的な言動をしたり、攻撃的な環境をつくる、蔑称で呼ぶ、避ける、差別目的の行為、③「マイクロインバリデーション」(無化)と呼ばれる差別の対象となる人々の心理状態や考え方、感情、経験を排除、否定、無化するという3つの表れ方が



あります。とくに、「マイクロインサルト」(侮辱)や「マイクロインバリデーション」(無化)は、悪意なくなされることが多く、あからさまな差別として認識したり、対処がしにくいゆえに、マイノリティの人びとにモヤモヤ感を与え、メンタルヘル스에悪影響を与えることが知られています。

部落差別も、差別を容認する法的な根拠はなく、あからさまな差別言動は減少してきたと言えるでしょう。しかしながら、部落差別の文脈で言えば、「通常よく行われるような言動または環境による軽蔑であり、意図するかしないかにかかわらず、敵意・軽蔑、マイナスイメージ、侮辱を部落の人々に伝えること」はままあります。

たとえば、「マイクロアサルト」(攻撃)としては、部落の人びとを「穢多」や「非人」などの蔑称で呼ぶこと、部落の人びとのことをそれとわかるしぐさで示すこと、部落の人びととの交際や結婚などを避けたり、避けさせたりすることなどがあげられます。これらは被差別部落や部落出身者に対して悪意を持ってなされることが多いことから、従来から部落差別と認識されてきたわかりやすい差別言動であり、差別であるとして比較的対処しやすいものと言えるでしょう。

他方で「マイクロインサルト」(侮辱)は、部落の人はこわい、ずるい、部落は治安が悪いといった直接的に貶める表現のほか、「部落の人にしては勉強ができるね」「部落の人って思ったより普通の人ですね」と言ったように一見褒め言葉であるように見えて、そもそも部落の人は能力がないこと、変わった人びとであることを前提とするメッセージが代表的なものです。また、「部落分散論」と呼ばれる「部落の人が固まって住んでいるから差別されるので、分散すれば差別はなくなる」といった考え方や、「なぜ部落は差別されるのですか」といった疑問を部落出身者になげかけることも、文脈によっては「マイクロインサルト」(侮辱)となり得ます。なぜなら、差別問題を解決する主体はマジョリティであるにもかかわらず部落の人たちに部落差別の解決の責任を負わせる言動だからです。こうした言動は悪意なく発せられる

ために、問題のある発言として対処することが難しいからこそ、人種差別などの事例と同様に、部落の人びとのメンタルヘル스에悪影響を与えられられます。

「マイクロインバリデーション」(無化)は、「部落なんて関係ない」「私たちは皆人間だ」「そんなの考えすぎだ」などといったように、部落の人びとのアイデンティティや部落に関連した経験を軽視したり、否定したり、無化したりすることがあげられます。部落差別のことは「わざわざとりあげないで、そっとしておく方がよい」という考え方は、「寝た子を起すな論」として知られていますが、この論をその典型例としてあげることができるでしょう。

今回の特別展では、そうした部落差別におけるマイクロアグレッションの一端を、21人の経験から可視化する試みです。くり返しとなりますが、差別は、その言動が差別と認識されない限り、改善されることはありません。本企画展により、部落差別が部落差別として認識され、その撤廃のための一助となることを願っています。

文献

- デラルド・ウィン・スー(=マイクロアグレッション研究会訳), 2020『日常生活に埋め込まれたマイクロアグレッション——人種、ジェンダー、性的指向: マイノリティに向けられる無意識の差別』(明石書店).
- 金友子, 2016『マイクロアグレッション概念の射程』堀江有里・山口真紀・大谷通高編『〈抵抗〉としてのフェミニズム』立命館大学生存学研究センター: 105-123.
- 内田龍史, 2022『ヒアリング結果の詳細分析』反差別人権研究所みえ編『部落差別解消(同和施策)推進計画策定に係る相談業務等分析報告書』伊賀市同和課: 43-62.



2023同和問題啓発強調月間テーマ 「差別に気づく 人権を築く わたしから。」で考える

福岡県人権啓発情報センター 館長 **谷口 研二**
たにぐち けんじ

「心が動いている」、と感ずることがあります。人権教育・啓発は、人やものや出来事と出会う⇒心が動く⇒動いた心をことばにする、という「体験学習」を大切にしてきました。自分の心の動きに気付く体験は、他者の心の動きを感受するセンサーを育て、生きる意欲や他者と共に生きる態度につながっていくと考えるからです。

以前、新聞の対談記事で江崎玲於奈さんが“夏目漱石の小説「こころ」は、英題は何になっているか”と話されていたことを思い出します。正解は、「こころ(kokoro)」のままなのだそうです。江崎さんは、日本語の「心」は、「サイエンスの心」と言ったり「やまと心」と言ったりするように、二種類の使い方がなされると言います。前者は「mind(マインド)=思考し判断する知性」という意味で使われる場合で、後者は「heart(ハート)=喜怒哀楽の感情」をいう場合だと言われていました。(なお、辞書には「soul(ソウル)=魂が宿る座」という三つめの説明もありました。)

同和对策審議会答申(1965年)は、同和問題の解決は国の責務であり国民的課題だという考え方を示しました。以来私たちは、人権問題の解決の責務をもつ行政(の施策)と国民一人一人の主体的な努力の両輪が連動して人権尊重社会は実現するという民主主義の作法を学んできたのだと思います。

「(問題があることに)気づき、(解決のために)考え、(共に)行動する」という作法の反対は「気づかない、考えない、判断しない、だから私に責任はない」ということ。

2021年人権問題に関する意識調査では「そっとしておけば(知らせなければ)同和問題は自然になくなる」という考え方をする人の割合が20%強。この考え方が、実際に発生している差別行為に気づく力や人権問題の解決をめざす人々の声を聴く力、自分自身の心の声を察知する力を弱めたりすることが考えられます。

心の教育や心への啓発が「心がけの教育・啓発」で終わってしまわないように、「思考し判断する知性」というマインドの側面を忘れないようにしたいと思います。

同和問題教室

ヒューマン・アルカディアでは、同和問題について専任の講師がわかりやすく解説を行う同和問題教室を実施しています。

講師による講話と常設展示室の展示解説を通して、同和問題の歴史などを詳しく知ることができ、職場やPTAの研修等にもご活用いただけます。詳しくは当センターまでお問い合わせください。



あなたの声をお聞かせください

ヒューマン・アルカディアに対する質問や要望などをお待ちしております。

TEL : 092-584-1271
FAX : 092-584-1273
E-mail : f-jinken@fukuoka.email.ne.jp

インターネットを使って施設のご案内などを行っています。アクセスは、下のアドレスまで。

WEB <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>

令和5年7月7日発行

公益財団法人

福岡県人権啓発情報センター

〒816-0804

春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ7階

●総務課/TEL : 092-584-1270

●事業課/TEL : 092-584-1271 FAX : 092-584-1273

